

健康診査に係る国の補助金の算定基準及び公害診療報酬の算定基準等

(58.12.31現在)

種類	診査様様	診 査 項 目	国の補助金の算定基準	公害診療報酬の算定基準	種類	診査様様	診 査 項 目	国の補助金の算定基準	公害診療報酬の算定基準
一般診査		○ 問 診	1,200	2,400	胃 腸 が 影 人 検 査	直 接 撮 影	○ 初 診 料	1,200	2,400
		○ 理 学 的 診 療					○ 直 接 撮 影	6,580	9,880
		○ 血 圧 測 定					1 枚目 { 写真診断 撮 影 料	(500)	(1,000)
		○ 尿中一般物質定性 半定量検査					2~5枚目 { 写真診断 (4枚分) 撮 影 料	(1,200)	(1,800)
		○ 検診結果通知費	250	375			造 影 剤	(1,000)	(2,000)
精 器 検 査	循環器検査	○ 検診結果通知費	61	61			フ イ ル ム 代 (6ツ切)142円×4枚 (4ツ切)208円×2枚	(2,400)	(3,600)
		合 計	1,511	2,836			○ カルテ結果等通知費	(500)	(500)
							○ 検診結果通知費	(980)	(980)
							合 計	7,991	12,491
	血液検査	○ 初 診 料	1,200	2,400	間 接 撮 影	撮 影	○ 初 診 料	1,200	2,400
		○ 心 電 図 検 査	1,500	2,250			○ 間 接 撮 影	3,430	5,170
		○ 精密眼底検査	806	1,081			1 枚目 { 写真診断 撮 影 料	(280)	(560)
		内 { 検 査 料	(550)	(825)			2~5枚目 { 写真診断 (4枚分) 撮 影 料	(600)	(900)
		訳 { そ の 他	(256)	(256)			造 影 剤	(560)	(1,120)
密 検 査	血液検査	○ 血液採取(静脈)	100	150			フ イ ル ム 代 (100%×100%) 48円×6枚	(1,200)	(1,800)
		○ 総コレステロール	600	900			○ カルテ結果等通知費	(500)	(500)
		○ カルテ結果等通知費	150	150			○ 検診結果通知費	(290)	(290)
		○ 検診結果通知費	61	61			合 計	4,841	7,781
		合 計	4,417	6,992					
	肝機能検査	○ 初 診 料	1,200	2,400	子 宮 が 影 人 検 査	撮 影	○ 初 診 料	1,200	2,400
		○ 血液採取(静脈)	100	150			○ 細 胞 診 検 査	1,850	2,775
		○ 血液化学検査 (GOT、GPT)	1,200	1,800			内 { 病理組織顕微鏡検査 (頸部、陰部)	(1,600)	(2,400)
		○ カルテ結果等通知費	150	150			訳 子宮頸管粘液採取	(250)	(375)
		○ 検診結果通知費	61	61			○ コルボスコブ検査	550	825
貧 血 症 検 査	貧血検査	○ 検診結果通知費	61	61			(この検査は2人のうち1人について実施するという前提で計算してあるので、全員について実施すると上記の金額の2倍(1,100円と1,650円)となる。)		
		合 計	2,711	4,561			○ カルテ結果等通知費	150	150
	貧血検査	○ 初 診 料	1,200	2,400			○ 検診結果通知費	61	61
		○ 血液採取(静脈)	100	150			合 計	3,811	6,211
		○ 血液形態・機能検査 (血球計算・血色素測定 ヘマトクリット値)	450	675					
		○ カルテ結果等通知費	150	150					
		○ 検診結果通知費	61	61					
		合 計	1,961	3,436					

- 但 1. 「国の補助金の算定基準」欄に掲げる金額のうち、「カルテ結果等通知費」及び「検診結果通知費」以外の診査項目に係るものは、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号)の別表第四「診療報酬点数表(乙)」に定める点数により算定されている。
2. 「公害診療報酬の算定基準」欄に掲げる金額のうち、「カルテ結果等通知費」及び「検診結果通知費」以外の診査項目に係るものは、公害健康被害補償法の規定による診療報酬の額の算定方法(昭和49年環境庁告示第50号)に定めるところにより算定したものである。
3. 「国の補助金の算定基準」欄及び「公害診療報酬の算定基準」欄の金額は、上記1及び2に掲げる厚生省告示、又は環境庁告示が改正される都度変動することに留意する。

(判定要領)

市町村等における健康診査報酬（事業所得に該当するものに限る。）の算定基準（以下「市町村基準」という。）が公害診療報酬の算定基準（以下「公害基準」という。）内にあるかどうかの判定に当たっては、上記の表を参考にしながら、必要に応じ市町村基準等について、保健事業に従事している医師等から聴取するほか、市町村等又は地区の医師会等に対し電話（実地）照会するなどして、次により行う。

1 一般診査、胃がん検診及び子宮がん検診

健康診査の種類（一般診査と子宮がん検診）又は診査態様（胃がん検診の直接撮影と間接撮影）の別に、市町村基準と公害基準（上記の表の「公害診療報酬の算定基準」欄の「合計」欄に掲げる金額）を対比して判定する。したがって、診査項目別にみると市町村基準が公害基準を超えるものが一部含まれている場合でも、それらの合計金額が公害基準を下回っているときは公害基準内にあるものとして取り扱うことになる。

なお、市町村等における診査項目の内容が上記の表に掲げる診査項目の内容と異なる場合（追加又は除外項目がある場合）には、その市町村等が実施している診査項目に係る公害基準を上記の表に準じて別途算定した上判定することに留意する。

2 精 密 検 査

(1) 市町村基準が診査態様別に定められている場合には、上記 1 と同様の要領により判定する。

(2) 市町村基準が診査態様の別にかかわらず、一律に受診者 1 人当たりの金額で定められている場合には、その市町村等が当該金額を算定した基準（例えば、診査態様別の受診者割合（見込）など）に基づき当該金額に対応する公害基準を別途算定した上判定する。

3 そ の 他

市町村基準が公害基準内にあるかどうかの判定が困難な事情がある場合には、その事実関係等について国税庁へ連絡すること。